

幕別町情報公開条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町情報公開条例 (平成11年12月21日条例第31号)</p> <p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気テープその他これらに類するもので、実施機関が組織的に用いるものとして管理しているものをいう。ただし、既に公表されたものは除く。</p> <p>(3) 事業者 事業を営む法人その他の団体（<u>国及び地方公共団体</u>を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>第3条～第9条 略 (公開請求に対する決定等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の場合において、実施機関は、公文書を公開する旨の決定をしたとき にあっては公開の日時及び場所を、公文書を公開しない旨の決定（公文書の</p>	<p>○幕別町情報公開条例 (平成11年12月21日条例第31号)</p> <p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。</u>）であつて、実施機関が組織的に用いるものとして管理しているものをいう。ただし、既に公表されたものは除く。</p> <p>(3) 事業者 事業を営む法人その他の団体（<u>国等（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）以下同じ。）</u>）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>第3条～第9条 略 (公開請求に対する決定等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の場合において、実施機関は、公文書を公開する旨の決定をしたとき にあっては公開の日時及び場所を、公文書を公開しない旨の決定（公文書の</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>一部を公開しないことを含む。)をしたときにあつてはその理由を前項の書面に付記しなければならない。この場合において、当該公文書の全部又は一部についての公開が可能となる時期が明らかであるときはその旨を付記しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記載されているときは、当該第三者の意見を聴くことができる。</p> <p>第11条 略 (非公開とすることができる公文書)</p> <p>第12条 実施機関は、次の各号の一に該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている公文書(以下「非公開文書」という。)については、当該公文書を非公開とすることができる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報。ただし、次に掲げる情報は除く。 ア～ウ 略 エ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する<u>国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。</u>)である場合において、当該情報がその職務の遂行にかかる情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務の遂行の内容にかかる部分のもの</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 意思形成過程情報 町の内部又は町と<u>国、他の地方公共団体</u>その他公共的団体との間における検討、協議、調査研究等の意思形成過程における情報であつて、公開することにより町の意思決定に著しい支障が生じるおそれがあるもの</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 国等関係情報</p>	<p>一部を公開しないこと及び第12条の2に規定する公開請求の拒否を含む。)をしたときにあつてはその理由を前項の書面に付記しなければならない。この場合において、当該公文書の全部又は一部についての公開が可能となる時期が明らかであるときはその旨を付記しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者(<u>国等及び請求者以外の者をいう。以下同じ。</u>)に関する情報が記載されているときは、当該第三者の意見を聴くことができる。</p> <p>第11条 略 (非公開とすることができる公文書)</p> <p>第12条 実施機関は、次の各号の一に該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている公文書(以下「非公開文書」という。)については、当該公文書を非公開とすることができる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報。ただし、次に掲げる情報は除く。 ア～ウ 略 エ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する<u>国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)</u>、<u>独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。</u>)である場合において、当該情報がその職務の遂行にかかる情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務の遂行の内容にかかる部分のもの</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 意思形成過程情報 町の内部又は町と<u>国等</u>その他公共的団体との間における検討、協議、調査研究等の意思形成過程における情報であつて、公開することにより町の意思決定に著しい支障が生じるおそれがあるもの</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 国等関係情報</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>町と<u>国又は地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）</u>との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの</p> <p>(6)～(8) 略 2及び3 略</p> <p>(公開の実施及び方法) 第13条 第8条から<u>前条</u>までの規定による公文書の公開は、実施機関が第10条第1項の通知の際に指定した日時及び場所において、当該公文書が記録されたものの種類、性質及び状態に応じて閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行うものとする。</p> <p>2 略 第14条～第22条 略</p> <p>別表 略</p>	<p>町と<u>国等</u>との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの</p> <p>(6)～(8) 略 2及び3 略</p> <p><u>(公文書の存否に関する情報)</u> <u>第12条の2 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を受け入れないことができる。</u></p> <p>(公開の実施及び方法) 第13条 第8条から<u>第12条</u>までの規定による公文書の公開は、実施機関が第10条第1項の通知の際に指定した日時及び場所において、当該公文書が記録されたものの種類、性質及び状態に応じて閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行うものとする。</p> <p>2 略 第14条～第22条 略</p> <p>別表 略</p>